



※注・・補助金申請前や通知書受領前に各種契約、危険住宅の除却や代替住宅の建設・移転等に着手してしまった場合、事前着手となり補助金が出ませんのでご注意ください。

■補助金受領までの流れ

※危険住宅の除却・代替住宅への移転ともに補助金を活用したい場合の参考例

補助申請
受付開始
4/15(火)

完了報告
期限
1/30(金)

申請したい年度の前年度												申請したい年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p style="text-align: center;">事前相談</p> <p>※事前相談時の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険住宅の所在地と建築時期 危険住宅の所有者確認 移転先の内容 移転スケジュール 等 												補助金申請	市より補助金交付決定通知	売買契約・住宅ローン本契約	代替住宅への移転 危険住宅の除却	完了報告書提出	市より補助金交付確定通知	補助金支払						

【お問い合わせ】 大分市役所 7階 住宅課 8:30~17:15

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL: 097-585-6012 FAX: 097-536-5896

補助金申請時 必要書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 移転事業計画書（様式第2号）
- 移転事業費内訳書（様式第3号）
- 危険住宅の「位置図」「配置図（がけ断面図含む）」「平面図」
- 危険住宅の「写真」2枚程度
- 危険住宅の除却工事費の「見積書」写し
- 「登記簿謄本（土地及び建物）」又は「固定資産税課税証明書」等の写し
（危険住宅及びその土地の所有者並びに危険住宅の建築年が記載されたもの）
- 住民票の写し
- 誓約書
- ◇ 代替住宅の「位置図」「配置図」「平面図」
（代替住宅の改修を行う場合は、改修内容を示す平面図）
- ◇ 代替住宅の「写真」2枚程度（代替住宅を建設する場合は、建設予定地の写真）
- ◇ 代替住宅に係る土地の「登記簿謄本」
- ◇ 借入予定の金融機関等により作成された「利子計算書等」
（借入額・返済年数・利率・支払総額・利子額等が建物及び土地の項目ごとに確認できるもの）

実績報告時 必要書類

※補助金交付決定後に事業内容に変更が生じた場合は、事前に必ず相談を行うこと

- 実績報告書（様式第8号）
- 収支決算書（様式第9号）
- 危険住宅の「写真」（除却前・除却中・除却後の跡地 各2枚以上）
- 危険住宅の除却工事に係る「契約書又は注文書等」の写し
- 危険住宅の除却工事に係る費用の「領収書」の写し
- ◇ 代替住宅の建設、購入または改修に係る「契約書又は注文書等」の写し
- ◇ 代替住宅の建設、購入または改修に係る費用の「領収書」の写し
- ◇ 金融機関との融資に係る「契約書等」の写し
（借入額・返済年数・利率・支払総額・利子額等が建物及び土地の項目ごとに確認できるもの）
- ◇ 建築基準法第7条第5項の規定により交付を受けた「検査済証」の写し
- ◇ 代替住宅の「写真」2枚
- ◇ 建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類

補助金交付請求時 必要書類

※実績報告時に交付請求書も同時に預かり可

- 補助金交付請求書（様式第11号）

※その他書類審査上必要な書類の提出を求める場合があります。

◇ ⇒ 危険住宅の除却等に係る事業についての申請のみを行う場合は原則提出不要です。